

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 行 政 局
書 政 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
告 示	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（農業施設管理課）	35
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業施設管理課）	36
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	36
○知事権限に係る保安林の指定.....（治山課）	36
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	36
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（住宅課）	36
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	37
告 示	
北海道告示第266号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。	
令和4年4月19日	
北海道知事 鈴木直道	
中新土地改良区	
就退任の別 就退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所	
就 任 令和4.3.9 理 事 上坂隆哉	石狩郡当別町字中小屋2412番地
新えべつ土地改良区	
就退任の別 就退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所	
就 任 令和4.4.1 理 事 山本宏	江別市豊幌34番地の3
同 同 同 前後一彦	同 美原860番地
同 同 同 田中浩一	同 中島15番地の4
同 同 同 新居剛	石狩郡新篠津村第38線南50番地
同 同 同 山崎雅芳	江別市上江別450番地
同 同 同 植村嘉治	同 美原1380番地
同 同 同 砂川秀樹	同 上江別430番地の1

同	同	同	澤田悟	同	豊幌825番地の2
同	同	監 事	齊藤孝道	同	美原811番地の7
同	同	同	宮嶋克紀	同	江別太223番地の2
退 任	令和4.3.31	理 事	山本宏	同	豊幌34番地の3
同	同	同	前後一彦	同	美原860番地
同	同	同	田中浩一	同	中島15番地の4
同	同	同	新居剛	同	石狩郡新篠津村第38線南50番地
同	同	同	山崎雅芳	同	江別市上江別450番地
同	同	同	植村嘉治	同	美原1380番地
同	同	同	砂川秀樹	同	上江別430番地の1
同	同	同	宮嶋克紀	同	江別太223番地の2
同	同	監 事	齊藤孝道	同	美原811番地の7
同	同	同	森敏信	同	豊幌810番地の3
篠津中央土地改良区					
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所	
退 任	令和4.4.1	理 事	古谷陽一	石狩郡当別町字中小屋6321番地	
就 任	同	同	茂手木利明	同 新篠津村第38線北24番地	
同	同	同	西脇雅彦	江別市篠津534番地	
同	同	同	服部栄	樺戸郡月形町字篠津原野1646番地の1	
同	同	同	泉利夫	石狩郡新篠津村第45線北77番地	
同	同	同	古谷陽一	同 当別町字中小屋6321番地	
同	同	同	岡崎繁章	同 新篠津村第37線南8番地	
同	同	同	富田薫夫	江別市美原357番地	
同	同	同	白岩誉人	石狩郡新篠津村第37線北26番地	
同	同	同	川原貴幸	同 当別町字東裏1898番地	
同	同	同	佐伯孝夫	同 当別町蕨岱5685番地11	
同	同	監 事	鈴木敏昭	同 新篠津村第44線北63番地	
同	同	同	岡野貴儀	同 当別町川下5387番地4	
同	同	同	岸本佳代	江別市篠津555番地	
退 任	令和4.3.31	理 事	古谷陽一	石狩郡当別町字中小屋6321番地	
同	同	同	藤原雅史	同 当別町蕨岱2317番地20	
同	同	同	福井誠	樺戸郡月形町字篠津原野3842番地	
同	同	同	泉利夫	石狩郡新篠津村第45線北77番地	
同	同	同	茂手木利明	同 新篠津村第38線北24番地	
同	同	同	岡崎繁章	同 新篠津村第37線南8番地	

同	同	同	富田 薫 夫	江別市美原357番地
同	同	同	川原 貴 幸	石狩郡当別町字東裏1898番地
同	同	同	佐伯 孝 夫	同 当別町藤岱5685番地11
同	同	同	西脇 雅 彦	江別市篠津534番地
同	同	監 事	宇川 和 博	石狩郡当別町字東裏1680番地1
同	同	同	鈴木 敏 昭	同 新篠津村第44線北63番地
同	同	同	岡野 貴 儀	同 当別町川下5387番地4

北海道告示第267号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和4年4月5日、沼田町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年4月19日

北海道知事 鈴木 直 道

北海道告示第268号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和4年4月19日

北海道知事 鈴木 直 道

1 保安林予定森林の所在場所 宗谷郡猿払村知来別1300の3・2846の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 雪崩の危険の防止

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び猿払村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第269号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和4年4月19日

北海道知事 鈴木 直 道

1 保安林の所在場所 白糠郡白糠町マカヨ2の1地先・2の1・3の1（以上1筆地先2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第270号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和4年4月19日

北海道知事 鈴木 直 道

1 保安林予定森林の所在場所 増毛郡増毛町中歌22の3・32の6・40の5・114の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、42の1、42の9

2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び増毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第271号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。 令和4年4月19日 北海道知事 鈴木直道 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 令和4年度道営住宅管理システム運用保守業務 2 随意契約の相手方を決定した日 令和4年3月29日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 日本電気株式会社 (2) 住 所 東京都港区芝5丁目7番1号 4 随意契約に係る契約金額 33,213,708円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道建設部住宅局住宅課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目	(4) 履 行 場 所 造船所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち船舶の建造又は修理の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 総トン数700トン以上の船舶（鋼船）の修理能力を持っていること。 (5) 造船所内に乾ドックを有すること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 令和4年4月19日（火）から同年5月12日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ正午）まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階403号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室） (2) 入 札 日 時 令和4年6月2日（木）午前11時（送付による場合は、必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁渡島教育局告示第36号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和4年4月19日 北海道教育庁渡島教育局長 柴田 亨 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 実習船若竹丸第二種中間検査工事 一式 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 令和4年6月9日から同年8月10日まで (入渠期間 令和4年7月6日から同年8月10日まで)	

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ (<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/hc/nyusatu.html>) においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札説明の日時及び場所

ア 日 時 申請者宛て連絡する。

イ 場 所 函館市海岸町 函館港海岸町船溜岸壁 実習船若竹丸

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室

イ 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号

ウ 電 話 番 号 0138-47-9592

11 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : Training ship WAKATAKE-MARU Repair Service 1 set

B Bid tendering Date and time : 11 : 00 A.M., June 2, 2022

C Contact : Management Division, Oshima District Bureau of Education, Hokkaido
Office of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan
Phone : 0138-47-9592